

(別記)

(公表様式1)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【障がい者・児施設（通所系サービス）版】

◎ 評価機関

名 称	NPO法人九州評価機構
所 在 地	熊本市中央区神水2丁目5-22
評 価 実 施 期 間	R3年10月21日～R4年10月21日
評 価 調 査 者 番 号	① 1 2 - 0 0 4
	② 1 3 - 0 0 2
	③ 1 8 - 0 0 4

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 合志市社協「スペースれんが」	種別： 放課後デイサービス 生活介護
代表者氏名：法人会長 荒木義行 (管理者) 課長 辻るみ	開設年月日： 平成27年(2015)年 6月 1日
設置主体：社会福祉法人合志市社会福祉協議会 経営主体：障がい者支援センター「れんがの家」	【放課後デイサービス】 定員： 重心児外：10名 重心児：5名 (利用人数) (重心児外：31名) (重心児：13名) 【生活介護】 定員： 7名 (利用人数) (12名)
所在地：〒861-1102 合志市須屋2540	
連絡先電話番号： 096-242-2271	FAX番号： 096-223-5625
ホームページアドレス	http://www.koshi-shakyo.or.jp

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
児童発達支援事業 放課後等デイサービス 事業 日中一時支援事業 生活介護事業 障がい者・児相談支援事業 地域活動支援 事業	【放課後デイサービス・生活介護 共通】 お花見 れんが感謝祭 高齢者デイサービ スとの交流会 地域夏まつり そうめん流 し ハロウィーン交流会 くまもと障が い者芸術展出展 ふれあいフェスティバル いもあん団子汁会 もちつき大会 【放課後デイサービス】 どろリンピック 夏休み外出 車椅子ジョ ギング大会参加 クリスマス音楽祭 学童 クラブとの交流会 卒業生を送る会 保護 者会

居室概要			居室以外の施設設備の概要		
指導訓練室（５） 静養室 多目的室 相談室			浴室 更衣室 多目的トイレ（１） トイレ（５） 駐車場 スイング		
職員の配置（放課後ディサービス）					
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
管理者	1(兼務)		社会福祉士	4	
児童発達支援管理責任者	2		精神保健福祉士	2	
児童指導員	4	2	公認心理師	1	
保育士	1	2	介護福祉士	3	
理学療法士	1		保育士	2	2
作業療法士	1		看護師	3	5
看護師	3	5	理学療法士	1	
指導員		2	作業療法士	1	
			教員免許	2	
合 計	12	11	合 計	19	7
職員の配置（生活介護）					
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤
管理者	1(兼務)		介護福祉士	2	
サービス管理責任者	1		看護師	1	
生活指導員	1	2	管理栄養士		1
看護師	1				
栄養士		1			
合 計	4	3	合 計	3	1

※ 資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

※ 複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

法人社訓

理念：「やさしくておだやかな福祉社会の創造」

使命：「合志市民のふだんのくらしをしあわせにする」

事業方針：「すべての事業は地域福祉の向上のためにある」

目指す職員像

〔尊厳の尊重と自立支援〕

- 困っている人に対して、自分の考えや意見を押し付けず、相手の気持ちや思いを尊重し、自己決定ができるように支援する専門職であること

〔市民主体による福祉コミュニティづくり〕

- 福祉課題の解決のため、そこで暮らす市民とともに悩み考え、暮らしの向上のための助言や支援ができる専門職であること

〔市民参加と連携・協働〕

- 合志市民をはじめ、多様な機関や関係者と良好な関係を築き、地域の方から信頼される専門職であること

〔地域福祉の基盤づくり〕

- 福祉活動や福祉サービスが、住民や利用者主体となった活動であることを常に意識し、開発、改善に取り組む専門職であること

〔自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神〕

- 社協職員としての自覚を持ち、自己研鑽に努め、担当業務のみならず、職員同士と部署間の情報共有を図り、チャレンジ精神や先駆性をもって業務を進める専門職であること

〔法令遵守と説明責任〕

- 関係法令の遵守はもちろん、社会的な規律や規範、職場内のルールに則った行動を行い、地域福祉の大切や社協の役割について、相手にとって分かりやすい言葉、方法で伝えることができる専門職であること

〔災害時の被災者支援〕

- 被災された方が、できる限り早期にふだんの暮らしを取り戻せるよう、社協の役割を理解し、積極的に知識と技術の習得に努める専門職であること

〔放課後等デイサービス・事業理念〕

合志市社協「スペーシアれんが」（放課後等デイサービス） 事業理念

「地域のなかで育む療育」

- ・子どもたちが、自信と意欲を持ちながら育ちあうことのできるかかわりを目指します。
- ・保護者が、安心して相談し、利用できる場所を目指します。
- ・住みなれた場所で、やさしくておだやかに支えあうことのできる地域づくりを目指します。

〔生活介護・事業理念〕

合志市社協「スペーシアれんが」（生活介護） 事業理念

「地域のなかで、生き生きと自分らしく」

- ・利用者一人ひとりが、自信と意欲をもちながら「生き生きとした自分の人生」を歩んでいくかかわりを目指します。
- ・ご利用者やご家族が、安心して利用し、相談できる場所を目指します。
- ・住みなれた場所で、やさしくておだやかに支えあうことのできる地域づくりを目指します。

3 施設・事業所の特徴的な取組

〔放課後デイサービスの特徴的な取組〕

合志市社協「スペーシアれんが」（放課後等デイサービス）では一人ひとりのもつ力を大切に、個性や発達に応じた支援を行います。子どもたちと「夢や希望」を語りながら、「わくわくシート（個別支援計画書）」を作成し、遊びや文化活動、スポーツや地域社会との交流を通し、経験しながら学ぶことで、チャレンジする気持ちを育み「できた」という達成感や、自信と意欲を持ち、ともに育ちあうことのできるかかわりを目指します。

保護者のねがいに寄り添いながら、子育てに関する相談支援や安心して利用できる居場所を整えます。就労や保護者の時間を保障するためのケアの代行を行い、休校日や長期休暇時も時間延長の対応を行います。

社会的包摂の推進に向けて、家庭や学校、放課後児童クラブや児童館などの同世代の子どもたち、高齢者や地域の方と一緒に手をつなぎながら支援の輪を広げ「地域の中で育む療育」を実践します。

子どもたちの存在が、輝くものとなりすべての人が住み慣れた地域のなかで、おたがいの個性を認めあい、支えあうことのできる、つながりある地域づくりを目指しています。

〔生活介護の特徴的な取組〕

合志市社協「スペーシアれんが」（生活介護）では、一人ひとりの持つ力を発揮し、家族や周りの人と支えあいながら、地域住民の一人として「自分の人生を楽しみながら生き生き」と生活することを目標に支援を行います。

ご利用者と「夢や希望」を語り、「がんばること・挑戦すること」を確認しながら個別支援計画を作成し、個別活動、グループ活動に取り組んでいます。「働く機会」や「生活する中での楽しみ」を目標に「生産活動」「地域貢献活動」「余暇活動」を軸とし、活動的なプログラムで行います。

「生産活動」では、廃油石鹸をご利用者と一緒に作り、市内の物産館等で販売しています。他にもバックやペンなどオリジナルの商品を制作し、「仕事」として取り組んでいます。

「地域貢献活動」では、オリジナル缶バッジを作成し「赤い羽根共同募金」へ協力しています。また周辺地域の美化活動、資源ごみの分別・排出などにも取り組んでいます。

「余暇活動」では、メンバー同士がレクリエーションや外出、イベントなどを計画し、「仲間」と楽しむ時間をつくります。

他にも「健康観察・運動・身辺ケア」を行い、健康的な生活が継続できるよう配慮して

います。

ご利用者、ご家族に寄り添いながら、いつでも気軽に相談できる場所であるように努めます。

地域の中にある事業所として、一人ひとりの存在が輝くものとなり、すべての人が住み慣れた地域の中で、おたがいの個性を認めあいながら、支えあうことのできる、つながりある地域づくりを目指しています。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年10月21日（契約日） ～ 令和4年10月21日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0 回（平成 年度）

5 評価結果総評

◆特に評価の高い点

①行政・市民との連携に基づく地域福祉活動の推進

本事業所（障がい者支援センター「れんがの家」）は、合志市社会福祉協議会の一部署という位置づけであり、市が策定する地域福祉計画と一体的に策定された、地域福祉活動計画を担う事業主体として、市民からもその役割には大きな信頼と期待を持たれています。放課後デイサービス事業、生活介護事業における「福祉サービスの質」の専門性の高さはいうまでもありませんが、「やさしくておだやかな福祉社会の創造」という法人理念の下、これまで社会福祉協議会がはたしてきた公益的な事業、ボランティアとの交流、外部講師による多彩な活動展開、「れんがのなかまたち」展の開催など、地域に開かれた活動、地域に支えられた活動が注目されます。

②多種、多様な職種や専門性を活かした「個別支援計画」の作成

個別支援計画の作成に当たっては、事業所のアセスメントシートを策定し、主に利用者がおかれている状況下で、ごく自然な行動に関する知見を情報に変換する観察法に基づいたアセスメントを行っています。より客観的なアセスメントを行うために、観察する行動や場面をあらかじめ決めたり、また複数の職員で観察したりするなど、信頼性の確保に努めています。さらに、担当者会議や個別面談によりニーズや課題を把握したうえで、担当者、機能訓練士（作業療法士・理学療法士）、児童発達支援管理責任者と協議の上、利用者にマッチした個別支援計画の作成に取り組んでいます。個別支援計画どおりに福祉サービスが行われていることを確認できるよう、日々の記録は利用者の様子と個別支援計画を意識した記録作成になるように努めています。

◆改善を求められる点

①事業所独自の「中・長期的なビジョン」の明文化とそれに基づいた「事業計画」の策定

合志市・合志市社会福祉協議会の地域福祉計画・地域福祉活動計画が「中・長期的なビジョン」として策定されており、それに基づいて本事業所の運営や業務が行われています。しかし、本事業所独自の「中・長期的なビジョン」については、現在のところ、明文化までは至っていません。本事業所の業務、放課後デイサービス事業、生活介護事業は今後、社会福祉事業として大きなニーズとなっていくことが考えられることから、事業経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析するためにも、現在のところ協議段階にとどまっている「中・長期的なビジョン」の明文化が期待されます。それに基づいた本事業所の「事業計画」という位置づけにすることによって、職員の周知と共通理解が深まり、社会福祉全体の中で本事業所の業務に特に求められている「福祉サービスの質」が一層高まるものと期待されます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、これまでの業務を見直し、いかに感染を防ぎ、安全なサービスを継続できるかにシフトしてきました。このようことから、今回の受審も年度をまたぎ、様々なご配慮をいただきながら実施していただいたことに感謝いたします。

今回の受審で事業全体の見直しを行うことができ、評価を通して新たな課題や指針も明確となりました。今後も社会福祉協議会という組織、そして障がい者支援センター「れんがの家」職員全体で取り組んでいる各委員会（権利擁護・感染対策・安全管理・防災）や事業ごとの職員の役割分担をベースに検証し業務改善に取り組みます。ミーティングや研修・勉強会のあり方も見直しながら職員の専門性を高めることのできる取り組みを模索し行います。

これからも「やさしくておだやかな福祉社会の創造」という法人理念のもと利用者、児童一人ひとりの力や個性に目を向け支援し、家族そして地域とともに歩んでまいります。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	19	
	家族・保護者	33	
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

<共通評価基準>

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>合志市社会福祉協議会のホームページに、「①理念「やさしくておだやかな福祉社会の創造」、②使命「合志市民のふだんの暮らしをシェアする」、③事業方針「すべての事業は地域福祉の向上のために」を記載しています。また、目指す職員像として、①尊厳の尊重と自立支援、②市民参加と連携・協働、③地域福祉の基盤づくり、④自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神、⑤法令順守と説明責任、⑥災害時の被災者支援」を掲げ、取り組んでいます。理念については、本事業所独自の「れんがの家の理念・地域のなかで育む療育」を策定して取り組んでいます。</p> <p>理念や基本方針の職員への周知として、新人研修での周知、年に1回の全体研修での周知、管理者から普段から折に触れての伝達・説明によって取り組んでいます。利用者や家族への周知として、利用のしおりに明記し、第三者評価の受審をきっかけに職員間で見直しをして連絡帳にイラストつきで記載するなど、周知の工夫に取り組んでいます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉事業全体の動向や合志市が策定した障がい福祉計画等の内容を把握し分析しています。また、2018年に合志市地域福祉計画と一体的に策定された、合志市社会福祉協議会の地域福祉活動計画には、事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されています。毎年度の事業所評価(職員の自己評価と利用者・保護者の評価)、職員のミーティングのほか、障がい者支援センター委員会として、①虐待防止のための対策検討委員会(身体拘束等含む)、②感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会、③非常災害対策計画・避難訓練などの検討委員会、④安全管理についての対策委員会の4つの委員会において、経営環境や実施する福祉サービスの内容などを把握・分析していることがうかがわれました。さらに、管理者会議を開催し期ごとの事業経営をとりまく環境と経営状況について把握・分析しています。それらに基づいて、事業所の「(単年度の)事業報告書」と「(単年度の)事業計画書」を作成しています。</p>		

3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
<p><コメント> 経営課題について、事業所として、「(単年度の)事業報告書」に、①本年度に取り組んだ業務の主な成果、②業務を推進していく場合の課題、③今後の方向性を明記、「(単年度の)事業計画書」には、①課(班)の業務方針、②新たに取り組む事務事業、③改善や強化を行う事務事業を明記して、具体的に取組んでいます。事業計画に基づき、業務の執行状況、課題、今後の方針、収支見込等の経営状況について上半期、決算期に課長会、班長会で報告と協議を行い、次期につなげています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント> 合志市・合志市社会福祉協議会の地域福祉計画・地域福祉活動計画が策定されており、それに基づいて本事業所の運営や業務が行われています。事業所独自の中・長期的なビジョンについては管理者会議などで協議していますが、明文化までは至っていませんので、今後は明文化することが期待されます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント> 合志市・合志市社会福祉協議会の地域福祉計画・地域福祉活動計画を踏まえて、「(単年度の)事業計画」が策定されています。「(単年度の)事業計画書」には、①課(班)の業務方針、②新たに取り組む事務事業、③改善や強化を行う事務事業を明記して、具体的に取組んでいます。今後は、事業所独自の「中・長期的なビジョン」を明文化し、それに基づいた本事業所の「事業計画」という位置づけにすることが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント> 事業計画に基づき、業務の執行状況、課題、今後の方針、収支見込等の経営状況を上半期、決算期に課長会、班長会で報告と協議を行い、次期につなげています。事業計画については、回覧やミーティングを通じて職員の周知と共通理解に努めています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント> 「(単年度の)事業計画」は合志市社会福祉協議会のホームページで公表しています。コロナ禍前までは保護者会で説明をしていました。今後は、より一層の利用者等の参加を促す観点からも、利用者に関係する事業計画の主な内容の周知、説明についての工夫が期待されます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日の開始前ミーティング、終業時ミーティング、(生活介護、放課後デイサービス)職員ミーティング、課内職員研修会・連絡会、毎年の事業所評価(職員の自己評価と利用者・保護者の評価)等の機会を通じて取組まれています。また、障がい者支援センター委員会として設置された、①虐待防止のための対策検討委員会(身体拘束等含む)、②感染症・食中毒の予防の為の対策検討委員会、③非常災害対策計画・避難訓練などの検討委員会④安全管理についての対策委員会の4つの委員会、社会福祉協議会の連絡会議、班長会議、管理者会議など、福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>1年に1回、事業所評価(職員の自己評価と利用者・保護者の評価)を実施しています。職員の自己評価は、①環境・体制整備、②業務改善、③適切な支援の提供、④関係機関や保護者との連携、⑤保護者への説明の合計43項目に関して、職員の認識と事業所の改善目標、工夫している点などを明記しています。利用者・保護者の評価は、①体制整備、②適切な支援の提供、③保護者への説明等、④非常時等への対応、⑤満足度についてなど、合計19項目の利用者の認識を把握し、各項目毎にスペーシアれんがから保護者等へ事業所の取組を説明しています。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 施設管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
	II-1-(1) 施設管理者の責任が明確にされている。	
10	II-1-(1)-① 施設管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>職務分担表に管理者の役割と業務を明記しています。施設管理者は管理者会議で管理職の役割についての話し合いがあり理解を深めています。普段のサービスの中やミーティングや研修などで理解に努めています。職員の自己評価からは、施設管理者が自らの役割と責任を表明し、理解に取り組んでいることがうかがわれます。有事における不在時の権限委任は事務局長と明記しています。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設管理者は、自らが遵守すべき法令等を十分に理解するために、行政からの通知を確認、集団指導の内容を把握、経営基盤強化研修会等の勉強会・研修会に参加し、管理者会議で協議して理解を深めています。法人として、特定社会保険労務士と顧問契約を締結し、適切な労務管理に努めています。職員に対しては毎月のミーティングで周知に努めています。</p>		

II-1-(2) 施設管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設管理者は福祉サービスの質の向上に関わる組織的な体制として、毎日の開始前ミーティング、終業時ミーティング、(生活介護、放課後デイサービス) 職員ミーティング、課内職員研修会・連絡会、毎年の事業所評価(職員の自己評価と利用者・保護者の評価)のほか、障がい者支援センター委員会として4つの委員会を設置するなど、具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画して指導力を発揮しています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>事業所の経営状況などは課長会で協議しています。定期的なミーティングや毎年の事業所評価、障がい者支援センター委員会として4つの委員会を通じて、経営の改善や業務の実効性を高める取組を積極的に進めています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>合志市社会福祉協議会全体で必要な福祉人材の確保・定着などに取組み、定期採用計画実施要項及び非正規職員から正規職員への登用規程を整備し、定年後も働けるようにしています。法人として、ハローワークや県福祉人材センター、地元の大学等への求人活動などを行っています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㉠・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像として、合志市社会福祉協議会の「目指す職員像」を明記しています。人事基準が定められ、職員に周知しています。毎年職員の意向調査を実施し、調査結果にもとづき処遇などの改善に努めています。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを適切に把握しています。毎年職員の意向調査とストレスチェックを行って職員の勤務に関わる意向や要望などの把握に取組んでいます。労務管理に関して、特定社会保険労務士と顧問契約を締結し、適切な管理に努めています。外部機関による職場業務改善コンサルティングを通じてICT化や働きやすい職場づくりに取組んでいます。職員の自己評価からも、働きやすい職場づくりに取組んでいることがうかがわれます。</p>		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>期待する職員像として、合志市社会福祉協議会の「目指す職員像」を明記しています。今後は、職員一人ひとりが面接を通じたコミュニケーションのもとで目標を設定し、その目標について中間面接を行うことで適切に進捗状況を確認し、また、年度末面接を行うことで目標達成に関して、どこまで達成できたのか、できない場合はその理由や原因は何かなど「見える化」を可能とする仕組み作りが期待されます。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>新人職員研修計画や職員全体研修計画が策定されており、それに基づいて研修が実施されています。内部研修は毎年事業所内でテーマを決め、職員同士が理解を深めるように努めています。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した教育・研修の機会として、新人職員研修、全体職員研修計画が実施されています。また日常的には、毎日定時開催のミーティング、職員ミーティングなどの場を通じてスキルアップに努めています。外部研修に関する情報提供は回覧を行い、本人の「学びたい」という自発的希望と事務所から資質・能力の向上を期待する職員への声かけで外部研修に参加する機会を作っています。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>合志市社会福祉協議会で「実習受入れマニュアル」を策定し、その中で実習生を受け入れる意義として「地域福祉の推進及び将来の福祉人材を育成すること」が第一義であると明記しています。多種多様な資格（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・看護師など）に応じた実習生の受入れに適切に対応するため「実習受入れシステム」を構築しており、そのシステムの運用に取り組んでいます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページや広報誌の活用により、法人の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容、合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画（法人の中・長期計画）、毎年度の事業計画、事業報告、予算書、毎月のスペースアレンがだよりなど、情報公開に積極的に取り組んでいます。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人として、法令に基づく指導監査のほか、合志市監査委員による行政監査を受けています。外部の専門家による職場業務改善コンサルティングを通じて、経営・運営改善に取り組んでいます。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人理念の「やさしくておだやかな地域福祉社会の創造」について、理念である「やさしくておだやか」とは、合志市民のだれにとっても安全で安心して暮らせる地域づくりを、事業を進めるうえでの目標として意思表示をしたものです。「福祉社会の創造」とは専門職の職員による支援と合志市民や関係者相互の温かみのある支援活動の総和が、総合的に提供できる地域づくりを目指すことを表し、法人全体として、地域の人の困りごとや、よりよい暮らしの実現のために、子どもからお年寄りまで、様々な方を対象とした取り組みを進めています。地域で「れんがのなかまたち」展を開催し、コロナ禍前までは神社の掃除、夏祭りの手伝いを行い、職員が地域清掃のボランティア活動や地域の店舗で生産商品の委託販売を行うなど取り組んでいます。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れ手引きを明文化し、法人全体としてボランティアの育成に取り組んでいます。れんがの家での行事や作業等お手伝いしていただけるボランティアを「ホワイトエンジェル」と銘打って独自のボランティア養成に取り組んでいます。学校教育への協力の一環としては、職場体験・福祉体験を受け入れています。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の医療機関、民間事業所、JA、合志市などの団体をメンバーとした地域のネットワーク推進事業を展開しています。法人内でも「LINK」と称した職員グループを設置し、法人間のネットワーク会議に参加して連携しています。『合志市社協「スペースれんが」事業所職員における自己評価』に、関係機関や保護者との連携の項目があり、団体との連携を適切に行うように取り組んでいます。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法人全体として、地域座談会や地域住民を対象とした相談会などを行い、地域の福祉ニーズの把握に積極的に取り組んでいます。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>把握した地域の福祉ニーズに基づいて、法人として地域福祉活動計画を策定し、住民にとって安心・安全なまちづくりの推進、学校と協力した「福祉教育（福祉体験学習）プログラム」の実施など、公益的な活動に取り組んでいます。事業所だけでは解決できない課題などは、法人理念「やさしくておだやかな地域福祉社会の創造」を目指して、他の事業所と連携して社会福祉協議会全体で解決に取り組んでいます。</p>		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>理念、使命、事業方針、目指すべき職員像において、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示しています。虐待防止のための対策検討委員会（身体拘束含む）を設置し、「専門職における職業倫理」、「子どもの発達保障と権利保障」などのテーマで勉強会を行い、利用者の尊重や基本的人権への配慮について職員が理解し実践するための取組を行っています。利用者を尊重した福祉サービスを提供するために開始前、終業時ミーティングを行い、その日の利用者に応じたサービスを確認し、提供に努めています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>利用者のプライバシー保護について、業務マニュアルで支援や介護での同性介助や身体ケアを行う際のプライバシーの配慮を明記し、それに基づいた福祉サービスの提供に取り組んでいます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容や事業所の特性などを紹介した資料はホームページに公開しています。利用希望者には、利用のしおり、パンフレットなどを用いて、施設管理者や相談員などの担当職員が見学に対応しています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>福祉サービスの開始にあたり、利用のしおり、重要事項説明書を用いて説明を行い、同意を得ています。利用者や家族などが理解しやすいように、例えば重要事項説明書で、生活介護では漢字にルビを振り、放課後デイサービスではルビを振らないなど利用者に応じた工夫をしています。報酬改正など重要事項説明書を変更する場合はコロナ禍前までは保護者会で説明していましたが、現在は個別面談等で説明に努めています。『合志市社協「スペーシアれんが」事業所職員における自己評価』に、保護者への説明に関する項目があり、利用者の特性に合わせた配慮ができているのかを確認する仕組みがあります。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>【放課後デイサービス】 18歳で卒業するため、卒業（退所）を見据えて新たなサービス開始前には、必要に応じてサービス担当者会議へ出席し、福祉サービスの継続性に配慮して、これまでの個別支援内容や当事業所での様子などの情報提供や、卒業を見据えた移行支援を行っています。</p> <p>【生活介護】 卒業後に、アフターケアとして家庭訪問の了承がもらえた場合は、退所1ヶ月以内に職員が訪問して、「卒業後の状況について」確認しています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍前までは懇談会を実施していました。年に1度、保護者等からの事業所評価を実施し、その中で、①体制整備、②適切な支援の提供、③保護者への説明等、④非常時等への対応、⑤満足度を把握し、各項目毎にスペースアレンがから保護者等へ事業所の取組を説明しています。評価結果や日ごろの小さな要望や困りごとなどに丁寧に対応して利用者満足の上昇に取組んでいます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決体制が整備されており、重要事項説明書に明記しています。要望や苦情について、苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置し適宜対応しています。要望や苦情について、その都度職員ミーティングにて対応を検討し、その内容を書面に記載し、全職員が共通認識をしてその後の対応ができるように情報共有をしています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年に一度の保護者等からの事業所評価に加え、日々の連絡帳や送迎時などでの聞き取り、メール・LINEの活用、24時間の電話受付など、相談や意見を述べやすい環境を整備しています。コロナ禍前までは懇談会がありましたが、事業所として現在は個別の家族面談を重点課題として位置づけ、家族支援の強化に取り組んでいます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>要望や苦情を受けた場合は、その都度職員ミーティングにて対応を検討し福祉サービスの質の上昇に取り組んでいます。話し合った内容を書面に記載し、全職員が共通認識をしてその後の対応ができるように組織的な情報共有をしています。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>安全管理についての対策委員を設置し、事故の予防や再発防止に努めています。事故発生時対応マニュアルを作成し、それに基づいて対応しています。ヒヤリハットレポートの書式を見直し、報告が出やすいように工夫しています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>看護師を中心に感染症・食中毒の予防のための対策検討委員会を設置して、感染症が発生した場合の適切な対応、事業所の感染予防や職員研修などに取組んでいます。感染症対策業務マニュアルを作成し、それに基づいて対応しています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>非常災害対策計画・避難訓練などの検討委員会を設置し取組んでいます。合志市社会福祉協議会が事業継続計画（BCP）を策定し、食料や備品などを整備しています。事業所では、毎年2回火災を想定した避難訓練を実施し、カーテンを防災のものに取り換えるなど利用者の安全確保のために取組んでいます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>標準化できる内容は、業務マニュアルを作成し、勤務年数や職種の差異に関わらず、それに基づくサービスの提供ができるように職員研修や先輩職員による指導などを通じて取組んでいます。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉠・c
<p><コメント></p> <p>障がい者支援センターの4つの委員会や毎日・毎月のミーティングで業務内容の見直しや改善に関する協議を行っています。必要に応じて業務マニュアルの改訂を行っています。</p> <p>今後は福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法を組織的に決定し、定期的に検証・見直しするための仕組み作りが期待されます。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に策定している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>個別支援計画策定の責任者はサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者です。</p> <p>事業所のアセスメントシートを策定し、主に利用者がおかれている状況下で、ごく自然な行動に関する知見を情報に変換する観察法に基づいたアセスメントを行っています。観察法は各職員の主観が入りやすいことから、より客観的なアセスメントを行うために、観察する行動や場面をあらかじめ決めたり、また複数の職員で観察したりするなど、信頼性の確保に努めています。さらに、担当者会議や個別面談によりニーズや課題を把握したうえで、担当者、機能訓練士（作業療法士・理学療法士）、児童発達支援管理責任者と協議の上、利用者にマッチした個別支援計画の作成に取り組んでいます。個別支援計画どおりに福祉サービスが行われていることを確認できるよう、日々の記録は利用者の様子と個別支援計画を意識した記録作成になるように努めています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>必要に応じて変更することがありますが、原則6カ月に1回個別支援会議を開催し、できるだけ多様な専門職が集まった職員全体で個別支援計画の支援内容や達成度、今後の課題について評価し、それに基づいて個別支援計画の見直しを行っています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の記録用紙の形式について改善を行い、具体的な項目を設定し、記録者が記入に当たって個別支援計画に基づく、どのサービスの記録かを意識しやすくなるように取り組んでいます。情報共有を目的とした仕組みとして、毎日開始前ミーティングと開始後ミーティングがあります。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報の提供に関する個人情報持出記録簿や個人情報取扱業務規程を作成し、その中に個人情報の不適切な利用などに対する制裁規定などを明記しています。個人情報の取扱いについては、ホームページにプライバシーポリシーを明記しています。</p>		

<内容評価基準>

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
A①	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>個別支援計画はまずは本人と向かい合い、本人の目標、取組むこと、職員が手伝えることを一緒に考えます。観察法や担当者会議・個別面談などによりニーズや課題を把握したうえで、個別支援計画作成会議で担当者、機能訓練士（作業療法士・理学療法士）、児童発達支援管理責任者と協議の上、個別支援計画を策定しています。原則6カ月に1度個別支援会議を開き、そこで評価を行っています。個別支援計画の書式については、本人用と家族・保護者用とに分け、本人の理解度に応じてルビを振ったり、使用する文言などを工夫・修正するなど、合理的配慮に取組んでいます。一人ひとりの理解度に応じたスケジュール表や教材などを作成・活用するなど、利用者一人ひとりの合理的配慮に取組んでいます。また、虐待防止のための対策検討委員会を設置し、利用者の権利について職員が学習し、共通理解に取組んでいます。</p> <p>放課後デイサービスでは個別支援計画を「わくわくシート」と呼び、利用者用と保護者用の2パターン作成し、より利用者が身近に感じられるように工夫しています。</p>		
A-1-(2) 権利擁護		
A②	A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉠・ . . . c
<p><コメント></p> <p>職員の入職時に虐待防止に関する研修を行い、毎年全職員対象に虐待防止に関する研修を開催し、「専門職における職業倫理」、「子どもの発達保障と権利保障」などのテーマで権利擁護に関する職員の意識向上に取組んでいます。虐待防止のための対策検討委員会（身体拘束含む）を設置し、委員会のメンバーは熊本県が主催する障がい者虐待防止・権利擁護研修に参加し、全職員に対してその内容の周知に取組んでいます。身体拘束を実施する際の具体的な手続きと実施方法などを明確に定め、個別支援計画の中で身体拘束等の適正化に関する内容を記載し、説明と同意を得たうえで対応しています。</p>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
A③	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>アセスメントを適切に行い、利用者のニーズや課題を客観的に分析した上で、個別支援計画を作成するために、個別支援計画はまずは本人と向かい合い、本人の目標、取組むこと、職員が手伝えることを一緒に考えます。観察法や担当者会議・個別面談などによりニーズや課題を把握したうえで、担当者、機能訓練士（作業療法士・理学療法士）、児童発達支援管理責任者と協議の上、個別支援計画を策定しています。一人ひとりの得意分野を発揮できるような活動、「ほめる」、「認める」といった「他者からの評価や相対的評価からなる自己肯定感」を高める取組を職員が意識的に行うことや、必要時にはトークン（代用貨幣）システムを活用することなど動機づけの工夫を行っています。</p>		

A④	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者の心身の状況に応じて、現物、写真、イラスト、ジェスチャー、文章、タブレットなど、多様な手段を活用し、出来る限り利用者自身の気持ちの表出や自己決定を促し、尊重しています。その人特有のジェスチャーやサインなどが何を訴えているのかを的確に理解するため、家族や関係機関との情報共有のもと、本人の意図や意思の汲み取りを行っています。コミュニケーション機器に関しては、熊本保健科学大学の専門家のコンサルテーションを受け、実際の支援に活用しています。</p>		
A⑤	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日常の中で、相談ごとがあれば、相談室を活用するなど場所を変えて個別に話せる機会を設けています。相談内容によっては、その課題解決に向けて、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者が中心となってチームで検討し、職員が共有すべき内容の場合は、ミーティングなどで理解・共有を行うなど、組織的に対応しています。</p>		
A⑥	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>放課後デイサービスでは、活動プログラムが固定化しないような工夫として「作業、学習、運動、園芸・食育、制作」の5つのメインの活動のほか、ソーシャルスキルトレーニング、家事体験、音楽などと、季節行事や地域行事への参加、お話会やフルート演奏、木工遊びなどを通じたボランティアとの交流など、様々な活動プログラムを組合せています。歯科衛生士による歯科教室（歯磨き指導）、ストリートダンス教室など、外部講師による多彩な活動を企画しています。以上のことを踏まえ、月ごとに担当者が個別支援計画の目標達成につながるように月間活動の概案を作成し、それに基づいて利用者の状況に応じ、当日のリーダーが活動プログラムを実施しています。</p> <p>生活介護では、生産活動、創作活動、ADL 訓練、レクリエーション等を個別支援計画に基づき、週間、月間活動スケジュールを利用者と職員で話し合っていて決めています。</p>		
A⑦	A-2-(1)-⑤ 利用者の障がいの状況に応じた適切な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>職員が障がいに関する専門知識の取得と支援スキルの向上を図り、利用者の障がいによる行動や生活の状況などを適切に理解、把握するために、入職時の研修に加え、内部研修、個別支援会議、毎日の開始前・後のミーティングを実施、あわせて外部研修に参加するなど、適切な支援を担う資質・能力の養成に取り組んでいます。</p> <p>利用者の障がいによる行動や生活の状況などを把握し、開始前ミーティングを行いその日の支援の内容について理解・共有を行い、開始後ミーティングで振りかえりを行い、利用者の障がいの状況に応じた適切な支援の向上につなげています。</p>		

A-2-(2) 日常的な生活支援		
A⑧	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>事業所内に厨房があり、管理栄養士との連携のもと、利用者の心身の状況に応じた食事の提供と支援を行っています。地域のボランティアと協力して「れんがの畑」でなす・ピーマン・トマトなど季節の野菜を栽培し、収穫後に提供しています。</p> <p>理学療法士、作業療法士による一人ひとりの身体機能評価を行い、開始前ミーティングで職員の共通理解を持って、日々利用者の状況に応じた日常的な生活支援を行っています。</p>		
A-2-(3) 生活環境		
A⑨	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>毎朝、全職員による美化活動の時間を設定し、室内環境の清潔保持に努めています。利用者の安心・安全に配慮した生活環境の取組として、ナースコールを隠す、生活の中で受け取る情報が多くならないように窓から外が見えないようにする、洗面台の高さが調整できるようにするなど、様々な工夫をしています。</p> <p>職員の自己評価から、もっとスペースや設備に関してより一層の向上をしたいという意向がうかがわれることから、今後は、より一層の利用者の意向を踏まえた生活環境づくりの向上が期待されます。</p>		
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
A⑩	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>個別支援計画は、担当者、機能訓練担当（理学療法士・作業療法士）、児童発達支援管理責任者が連携・協力して作成しています。理学療法士、作業療法士による一人ひとりの身体機能評価を行い、個別支援計画に療法士の支援について明記、開始前ミーティングではその日の利用者について職員が共通理解を持って、利用者の心身の状況に応じた日々の活動や個別訓練が実施できるように取り組んでいます。</p>		
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
A⑪	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>普段から看護師を中心に健康管理に取り組んでいます。健康管理に課題がある場合は、家族面談やケース会議を実施し、どのように対応するのかの検討や病気の予防啓発を行っています。支援のさまざまな場面をつうじて、利用者の健康状態の把握に努め、定期的に身長・体重測定を行っています。健康管理などについては、嘱託医の協力のもと研修を実施しています。緊急時対応マニュアルを策定し、看護師の判断から始まり、その後の迅速な対応のための手順、連携などが明記され、対応ができるようにしています。</p>		

A⑫	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>普段から看護師を中心に医療ケアに関する同意書、主治医の指示書、与薬依頼書に基づいて適宜対応しています。与薬・処置マニュアル、食物アレルギー調査票、食物アレルギーへの対応マニュアルなどを策定して、それに基づいて対応しています。</p>		
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
A⑬	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>放課後デイサービスでは、自発性を重んじ、学習を強制的にする時間はとりません。ただし、家族からの希望があれば、個別に宿題に取り組むように促すようにしています。「少し買い物できるようにしてほしい」という希望があれば、おもちゃのお金を用いて買い物学習を行い、家庭でも協力してもらい支援しています。休校日には、社会体験として、コロナの状況を見て、電車に乗り飲食店を利用したり、公用車で出かけたりして社会学習に取り組んでいます。</p> <p>生活介護では、毎月外出や買い物学習を行っています。コロナ禍のため、現在は公共交通機関の利用等はやめています。生産活動で廃油石鹸づくりやビーズアクセサリ、缶バッジやグッズなどを作成し地域で販売を行っています。</p>		
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
A⑭	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>放課後デイサービスでは、利用を終了して放課後の時間帯を家族や友達と過ごすなどの希望や意向があった場合、利用終了後も利用者本人の同意を得て家庭訪問を実施して相談支援を行い、卒業を見据えて新しいサービスを開始する場合はサービス担当者会議へ出席するなど、支援を行っています。</p> <p>生活介護では、地域生活への移行や地域生活に関する課題などについて、卒業後の施設と話し合い、施設から要望のあった卒業前に取り組んで欲しいことを重点的に行うなどの支援を行っています。</p>		
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
A⑮	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>公式LINEアカウントを開設し、保護者との連絡ツールとして活用したり、毎回の連絡帳、送迎時の会話、毎月の広報誌（れんがだより）を用いて家族等への報告・連絡を行っています。家族等と意見交換する機会として、コロナ禍前は毎年保護者会を行っています。現在は、担当者会議、家族面談、家庭訪問、毎年の利用者アンケートなどを行って、連携・交流に努めています。家族等から相談があれば、必要に応じて助言などの家族支援を行っています。</p>		

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
A⑯	A-3-(1)-① 子どもの障がいの状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	㉓・b・c
<p><コメント></p> <p>利用者の障がいの状況や発達過程に応じた発達支援を行うために、個別支援計画を作成しています。個別支援計画はまずは本人と向かい合い、本人の目標、取組むこと、職員が手伝えることを一緒に考えます。観察法や担当者会議・個別面談などによりニーズや課題を把握したうえで、個別支援計画作成会議で担当者、機能訓練士（作業療法士・理学療法士）、児童発達支援管理責任者と協議の上、個別支援計画を策定しています。原則6カ月に1度個別支援会議を開催して、評価を行っています。</p> <p>活動プログラムに関し、放課後デイサービスでは、活動プログラムが固定化しないような工夫として「作業、学習、運動、園芸・食育、制作」の5つのメインの活動のほか、ソーシャルスキルトレーニング、家事体験、音楽などと、季節行事や地域行事への参加、お話しやフルート演奏、木工遊びなどを通じたボランティアとの交流など、様々な活動プログラムを組合せています。歯科衛生士による歯科教室（歯磨き指導）、ストリートダンス教室など、外部講師による多彩な活動を企画しています。以上のことを踏まえ、月ごとに担当者が個別支援計画の目標達成につながるよう月間活動の概案を作成し、それに基づいて利用者の状況に応じ、当日のリーダーが活動プログラムを実施しています。生活介護では、生産活動、創作活動、ADL訓練、レクリエーション等を個別支援計画に基づき、週間、月間活動スケジュールを利用者と職員で話し合って決めています。</p>		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
A⑰	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>本施設は、就労支援以外の施設であることから、この項目は「評価外」とします。</p>		
A⑱	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>本施設は、就労支援以外の施設であることから、この項目は「評価外」とします。</p>		
A⑲	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>本施設は、就労支援以外の施設であることから、この項目は「評価外」とします。</p>		

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（Ⅰ～Ⅲ）	37	8	0
内容評価基準（Ⅳ）	15	1	0
合計	52	0	0